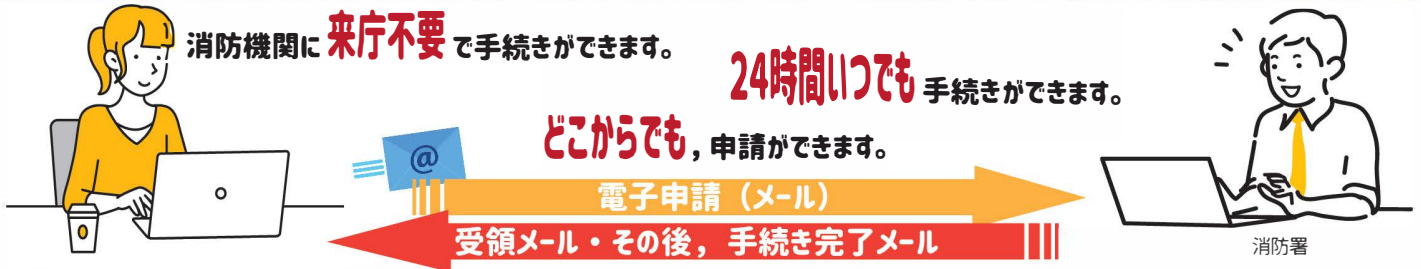


令和5年1月1日から電子メールによる

電子申請

はじめました



電子メールによる電子申請の実施方法

電子メールアドレス (申請先)

- 古川消防署 furukawa-online@osakikoiki.jp
- 志田分署 shida-online@osakikoiki.jp
- 田尻分署 tajiri-online@osakikoiki.jp
- 三本木出張所 sanbongi-online@osakikoiki.jp
- 鳴子消防署 naruko-online@osakikoiki.jp
- 岩出山分署 iwadeyama-online@osakikoiki.jp
- 加美消防署 kami-online@osakikoiki.jp
- 西部分署 seibu-online@osakikoiki.jp
- 遠田消防署 tooda-online@osakikoiki.jp

電子申請が出来る手続き

- ① 消防計画 (変更) 届出書
- ② 防火・防災管理者選任 (解任) 届出書
- ③ 防火対象物全体の消防計画作成 (変更) 届出書
- ④ 防火対象物点検結果報告書
- ⑤ 統括防火・防災管理者選任 (解任) 届出書
- ⑥ 自衛消防組織設置 (変更) 届出書
- ⑦ 消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書
- ⑧ 防災管理点検結果報告書
- ⑨ 改修 (計画) 報告書
- ⑩ 消防訓練計画通知書

注意事項

- 1 電子メールの件名に書類の名称を、また本文には担当者の氏名、連絡先をそれぞれ記載してください。
- 2 記入漏れがあると受付できない場合がありますので、記入漏れがないかを確認してください。
- 3 電子メールの添付ファイルの容量は 5MB 以内にしてください。
5MB を超える場合はファイルを分割して電子メール送信をお願いします。
- 4 電子メール送信の際に開封確認要求の設定をお願いします。
- 5 事前相談が必要な場合は、電話でご相談ください。なお、窓口での受付も引き続き行います。
- 6 申請様式は、大崎消防本部のホームページの「申請書/様式一覧」や「火災予防情報」からダウンロードしてください。

大崎地域広域行政事務組合消防本部

お問い合わせ先 予防課 0229-24-4268